

第5回三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会（議事概要）

日 時：平成26年2月25日（火）15:15～15:40

場 所：議事堂2階201委員会室

出席者：三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会委員7人

資料：第5回 三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会 事項書

資料1 条例の一部改正案（中間案）

資料2 関係団体意見の意見（案）

資料3 パブリックコメント意見集約表（案）

資料4 常用漢字への修正について

委員：ただいまから、第5回三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会を開催します。はじめに、先月、食の安全・安心に対する取組を積極的に行っている北海道の取組調査のため北海道議会へ有志の委員と行ってまいりましたので、その概略を簡単にご報告申し上げます。北海道食の安全・安心条例については、集団食中毒事件、食品の不正表示事件等を受け、平成17年に制定されており、施策体系としては、「基本的施策等」「安全で安心な食品の生産及び供給」「道民から信頼される表示及び認証の推進」「情報及び意見の交換、相互理解の促進等」の4つを柱としており、特に「道民から信頼される表示及び認証の推進」においては、道のブランド化の取組である「道産食品登録制度」などの各種の認証制度の説明を受けたところです。また、当条例については、昨年11月に点検・検証を取りまとめており、条例の見直しについては、「現行条例の目的や基本理念、施策体系の枠組みは、おおむね妥当であり、現時点で条例の見直しは行わない」ということで条例の改正は行わず、意見交換会等で寄せられた意見等は、「基本計画」への反映を検討するとのことでした。なお、当条例とは別に「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」が制定されており、特に委員から有意義な質疑がありました。昨年末に全国において生じた食品の不適切表示を受けての取組については、36事業者に対し、「景品表示法を遵守し不適切な表示を行わないこと」「再発防止のためのチェック体制の整備や法令遵守に向けた取組などの改善策を確実に実施すること」という内容の指示を行い、「表示の改善」「チェック体制の整備や法令遵守に向けた取組の実施」を確認したとのことでした。なお、今後の対応としては、セミナーの開催などにより、事業者の法令遵守や食品の適正表示の意識を高めるとともに、事業者からの相談

や自主的な取組に対しては、積極的に協力していくとのことでした。また、冷凍食品の健康被害を受けての対応についてですが、この事件を受けての条例改正などは現時点では考えていないとのことでした。報告は以上です。視察に参加された委員の方で、特に何かご発言がございましたら、お願いできますでしょうか。よろしいですか。それでは、ご意見がないようですので、次に進ませていただきます。次に、新聞報道にもありましたが、先月の28日に「食の安全・安心確保のための検討会議」、これは、当条例に基づく知事の附属機関であります。それが開催され、中間案の説明などもなされたとのこと。なお、執行部としては、この検討会議を受けての当条例に対する新たな意見はないとのことでした。また、当検討会議のメンバーに対しては、当検討会から関係団体として意見を照会していますので、その結果については、後ほどお話ししたいと思います。また、先日の17日、全員協議会において、執行部より「米穀の産地偽装に係る(株)ミタキライス等への立入検査の実施について」の最終報告の説明がありました。これらのことを踏まえ何かご意見、ご発言がありましたら、ここでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、次に、前回の検討会においても議論しました「冷凍食品が原因と疑われる健康被害」についてであります。前回の検討会においては、「現段階で条例を具体的にどう改正するか、どういう対応をするかということ」を判断するのは難しいため、これからの推移を見ながら、進展次第で改めて検討する。」ということになりました。この件に関して、前回の検討会后、契約社員が容疑者として逮捕されております。逮捕後の情報があまり入っておりませんが、契約社員の逮捕という進展があったため、この件の当検討会の対応について、改めて皆さんのご意見を伺いたいと思います。なお、執行部としては、契約社員の逮捕を受けての当条例に対する意見はないとのことであり。ご意見、ご発言がありましたら、いただけますでしょうか。

委員：前日も議論がでて、当然あの段階においては、まだ原因が明確でないということで、その推移を見るということだったわけですが、犯人なり容疑者がはっきりしたということでの今日の議論だと思います。しかし、今回の事件の事案を見ますと、これは過失というよりは、明らかな故意犯であるということと、それから体制の不備等からきたというよりは、どちらかという故意の犯罪性によるものだと感じます。そういった意味においては、条例等にそれを防止するために明確な規定を書き込むというのは、なかなか難しいのではないかと思います。そこに少しでも近づけるという意味を考えると、今回まさしく議論をした法令遵守意識の向上とか、法令知識の習得、さらには事業活動を適

正に推進、確保していくための体制の整備、ここをわれわれは今回高めるということにしたわけですが、今回の事案は故意犯ではありますけれども、こういった犯罪の防止に近づけることになるのではないかとということで、基本的にはわれわれが議論したこの改正案、このままの形でいいのではないかと考えます。

委員：他にご意見はございますか。よろしいですか。今、発言いただきましたように、この経緯や推移を見守ってきた中で、今の段階で条例をこれから新たにどうこうということではなく、この検討した内容でいいであろうというご意見でしたが、よろしいようですので、そのようにさせていただきます。それでは、次に、関係団体の意見の検討に移りたいと思います。資料2をご覧ください。「関係団体の意見」及び「意見に対する当検討会の考え方」についての案を正副座長のほうで考えてみましたので事務局の方から説明させます。

事務局：[資料2説明]

委員：以上のように何点か貴重なご意見をいただきまして、正副座長でとりあえず案ということで考え方を示させていただきましたが、条例をどうというよりも執行段階に対する意見というのも多々あったということで、そういう整理もさせていただいたところですが、委員の皆さんの方から何かご意見等ありますでしょうか。

委員：生活協同組合連合会から出ている第22条に対しての申出を受けた後の県の対応の明確性とか、通報しやすい環境の整備は重要な点だと思います。いくら条例にこれができると書いても、それがしづらい環境等があれば意味をなさないもので、当然ここは条例に明記するという事ではないと思いますけれども、執行段階において、執行部に対して、この辺のところの整備なり、担保をしていただけるように検討会からも新たに明記したところなので、お伝えをいただければなと思います。また、生活衛生営業指導センターからの要望ですか。今後の仮称としてこういうのを設けたらいいのではないかとという提案だと思います。まさしく団体と県による食の安全・安心に向けた自主的な取組の一つだと思うので、これもやはりぜひお伝えいただく中で、こういう形を作るのかどうかは別にして、自主的な取組を進めたいということから、ぜひお伝えいただければと思います。

委員：ありがとうございます。これは執行段階においてお伝えすべきことというふうに当検討会の考え方でも案として取りまとめさせていただいております。委員もご指摘の通りだと思います。他いかがですか。それではないようですので、正副座長で取りまとめさせていただきますが、このような形で当検討会の考え方を整理して、各団体の貴重な

ご意見に対しての回答という形でさせていただきたいと思います。次に、パブリックコメントによる意見の検討に移りたいと思います。資料3をご覧ください。1月18日～2月17日の間、パブリックコメントを実施したところ、2人の方から意見が寄せられました。「パブリックコメントの意見」及び「当検討会の考え方」についての案を正副座長のほうで、先程と同様、取りまとめてみましたので事務局の方から説明させます。

事務局：[資料3説明]

委員：ありがとうございました。ということでお2人方から貴重なご意見をいただいております、それに対して正副座長の方で考え方の案を取りまとめさせていただきましたが、何かご意見はございますか。

委員：前回の案は全会一致ではなかったということ。

委員：確認したところ、そのような形です。ご意見いただいたのは、いずれも貴重なご意見で、ご指摘の通りという部分があって、ただ条例のどの部分を今どうするというよりもこういうご意見の内容のようなことを実現するために条例改正について議論したと思っておりますので、貴重なご意見として受け止めさせていただきますということと、先程ありましたように、制定時には全会一致でなかったというのもご指摘の通りでして、できるだけ全議員の賛同が得られるような努力をこれからの手順の中で、全員協議会でも丁寧に説明をさせていただいてということを書かせていただきましたが、このような形でよろしいですか。それでは、パブリックコメントに関する検討会の考え方ということもこのような形でさせていただきたいと思います。次に、資料4をご覧ください。当条例の文言において、制定時には、常用漢字ではなかったため「ひらがな表記」となっている文言があります。見ていただきますと、「かんがみ」と「ひらがな表記」になっているのが、第1条に。「すべて」と「ひらがな表記」になっているのが、第2条第2号、第3条第2項、それと第19条にあります。せっかくの機会ですので、今回の改正の際に合わせて修正したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。この常用漢字に「鑑み」と「全て」が追加されているということで、そのように修正させていただきます。それでは、最終案を確定したいと思いますが、今の形で皆さんご異議ないということで、この中間案の通り、これに常用漢字の部分を改めるということで、最終案にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。よろしいですか。それでは、そのようにさせていただきます。あと、最後に施行日についてですけれども、公布日施行と考えておりますが、いかがでしょうか。それでよろしいですか。公布日施行ということで、では、そのようにさせていただきます。最後に、前回の検討会において、執行部へ

の意見として、今回の改正の内容が、「三重県食の安全・安心確保基本方針」や「三重県食の安全・安心確保行動計画」に反映され、改正内容に応じた執行がなされるよう、検討会として、なんらかの形で執行部に伝えることとしました。なお、執行に関することについては、関係団体の意見、パブリックコメントにおいても、先程ありましたように意見があったところです。改正箇所以外における執行部に対する要望事項をまとめてみましたので、今から配付させていただきたいと思いますので、ご確認をいただきたいと思います。(資料配付) ①と②に分けさせていただきましたが、まず②の方ですけれども、参考としてもらいたい意見ということで、この点については正副座長の方から執行部に直接伝えたいと整理をさせていただきました。①の方ですが、この点については、改正後にチェックしていく話となります。なお、改正後の当条例に基づく執行状況を議会として確認していく場合は、所管の委員会となります。そこで、正副座長としては、今回の改正案が上程されましたら、所管委員会に附託され、私が所管委員会の場で改正案の説明をいたしますので、その際、「今回の改正案が成立の後には、所管委員会のほうで、①の点について、議論してもらいたい」と一言申し添えしようと考えていますが、いかがでしょうか。そのような対応でよろしいですか。では、そのようにさせていただきます。私の方から委員会で議論をしてもらいたいと一言申し添えるということでご了解いただきましたが、その委員会の中で、委員間討議に任せるのか、委員長報告を視野に入れてもらうかという点を確認したいと思います。この検討会として委員長報告はできませんので、委員会の方で委員長報告等をしてもらったという意見もあるかと思えます。そこまで強く求めるのか、委員会の議論に委ねるということでもいいのか、皆さんのご意見を聞かせていただきたいと思います。委員長報告に明記してもらいたいということであれば、委員の皆さんに強くお願いをさせていただくところです。

委員：検討委員会でやっていたけれども、これを委員長報告でやるということは一つの議会の中で完全に残っていくという話ですよ。

委員：本会議の議事録に残して、この基本方針並びに行動計画の策定において、今回の改正内容を反映することということを常任委員長の方から本会議で言っていただくか、どんな形にしても議論の内容を執行部には当然伝えていただくので、委員長報告にあえて書かなくてもいいだろうという議論もあるかもわかりませんし、その辺りのところです。

委員：委員会で議論していただくわけですが、執行部に対してしっかり当検討会の思いを伝えるためには、委員長報告という形が望ましいのではないかと、そういうご意思が検討会委員の皆様にあるかを確認させていただきたいという趣旨でございます。

委員：委員にお任せするという事でよろしいですか。これまでの議論について、執行部もある程度それを踏まえて作っていただけたと思いますし、その作業をやっていただいていると思いますので、この要望事項については提出させていただきますので、扱いについては所管の常任委員会にお任せするという事で、ご異議ございませんか。それでは、そのようにさせていただきます。では、本日の検討項目は以上となります。次回の日程を踏まえた今後の流れについて確認します。27日（木）の全員協議会にて、最終案を説明し、その結果を踏まえ、条例案の確定のために全員協議会後に検討会を開催したいと思います。また、翌28日（金）に代表者会議、議会運営委員会を開催していただくよう、依頼したいと思います。よろしいでしょうか。それでは、27日の全員協議会にて最終案を説明し、全員協議会後に検討会を開催するとともに、28日に代表者会議、議会運営委員会を開催していただくよう、依頼したいと思います。なお、全員協議会の際には、委員の皆さまには説明者側にお座りいただきますので、よろしくお願いいたします。本日の議題は以上です。他に委員の皆さんからご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。よろしいですか。これで本日の検討会を終了したいと思います。

（終了）